

派遣社員の受け入れにあたって

株式会社フェイス

人材派遣とは

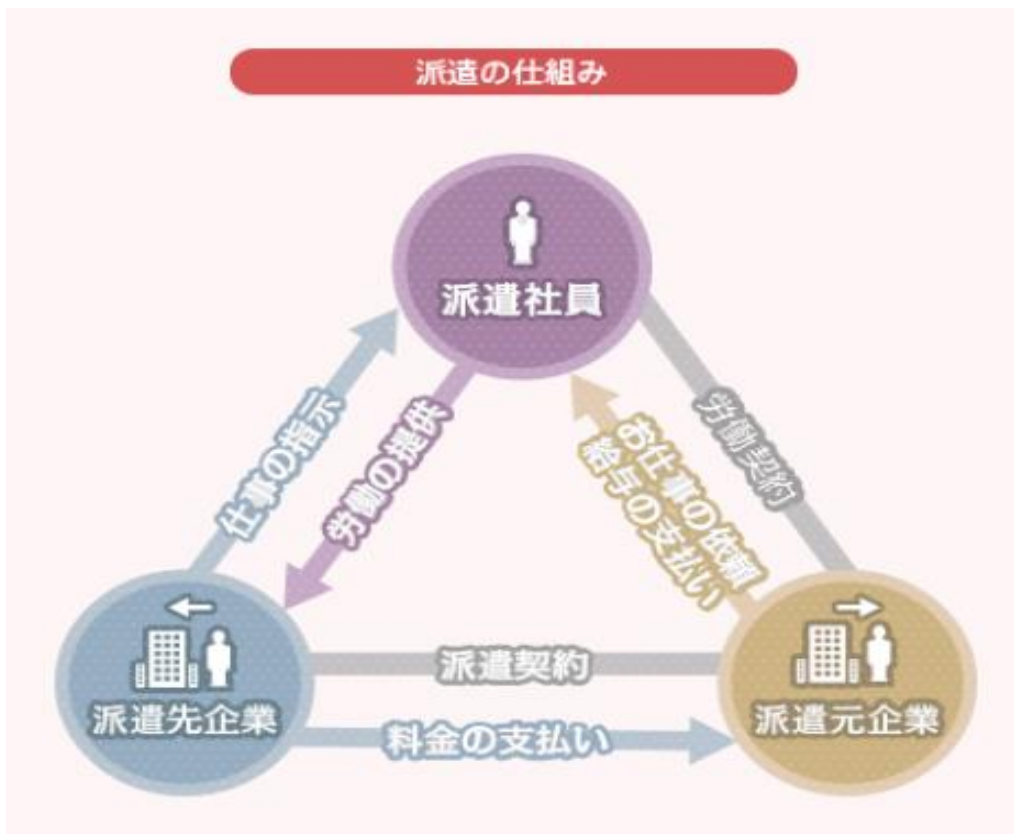
正社員や契約社員等の直接雇用労働者は、同一企業内で雇用関係と業務上の指揮命令関係が生じますが、人材派遣の場合は、雇用関係は派遣元（派遣会社）、業務上の指揮命令を受け業務に従事する企業様を派遣先として、雇用と使用が分離しているのが特徴です。

派遣会社は、仕事紹介、派遣就業条件並びに労働条件明示、給与支払、福利厚生、就業環境や苦情等に関する派遣先企業様との交渉、スキルアップ研修等を通じて、派遣社員をサポートします。

派遣先企業様は、派遣社員に対して業務上の指揮命令（業務遂行上の指示、労働時間管理等）を行って頂きます。

派遣社員は、派遣会社に登録した段階では雇用契約は結ばれません。派遣就業先企業が決定した時点で雇用契約が発生し、派遣期間終了とともに雇用契約も終了します。

人材派遣には、一般的な人材派遣サービスの他に、派遣先が派遣社員を直接雇用することを念頭に派遣期間を試用期間としてご利用頂ける紹介予定派遣サービスもあります。上記の説明は「一般派遣」の内容です。通常「派遣社員」と呼ばれているのはこの一般派遣のことで、働く人の希望や条件に合わせて仕事を選ぶことができる、自由度の高い働き方です。



派遣社員の受け入れにあたって

株式会社フェイス

特定行為の禁止について

労働者派遣法では、労働者派遣（紹介予定派遣を除く。）の役務の提供を受けようとする者は、労働者派遣契約の締結に際し、派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならないことになっています。

具体的な行為としては、事前面接、履歴書等の提出要請、若年者に限ること、性別を限定すること、適性検査等が挙げられます。

派遣就業の希望者が自らの判断の下で職場見学を希望することもありますので、その場合にはご協力頂けると幸いです。

労働者派遣禁止業務について

労働者派遣法では、以下の業務への派遣が禁止されています。

- ・港湾運送業務
- ・建築業務
- ・警備業務
- ・病院等における医療関係業務
 - ※「紹介予定派遣」、「僻地への派遣（医師のみ）」、「産前産後休業、育児休業、介護休業の代替派遣」に限っては可能です。
- ・労使協議等使用者側の当事者として行う業務
- ・弁護士、社会保険労務士等のいわゆる「士」業

派遣期間制限について

労働者派遣法の改正により、業務区分ごとの派遣期間制度は廃止となり、「個人単位の派遣期間制限」と「事業所単位の派遣期間制限」の2つの制度になりました。

「個人単位の派遣期間制限」とは、同一の派遣社員が派遣先企業様の同一組織（課やグループ等）で派遣就業が可能な期間のことであり、この期間は3年とされています。派遣不可能となる3年後の日を抵触日といいます。途中で業務内容が変更になった場合も、同一の組織で派遣就業している以上、抵触日に変更はありません。

「事業所単位の派遣期間制限」とは、派遣先企業様の事業所単位（本社・支社・工場等）で派遣を受け入れできる期間のことであり、この期間も3年とされています。事業所単位の派遣可能期間については、派遣先企業様で自社の過半数労働組合等へ意見聴取することで3年を限度にこれを延長することができます。

派遣社員の受け入れにあたって

株式会社フェイス

派遣社員の労働時間管理・休憩管理について

労働者派遣法では、派遣労働者の労働時間・休憩・休日に関する労働基準法上の責任は派遣先企業様にあるものと定めています。派遣社員が長時間労働になっていないか、休憩が適切に取得できているかの労務管理上のご配慮をお願い致します。

派遣社員に時間外労働を行わせることが出来る時間数、または休日労働を行わせることの出来る日数については、派遣元の弊社で定めた 36 協定の範囲内となります。労働者派遣個別契約書にも記載がありますのでご確認ください。

派遣社員の年次有給休暇取得について

派遣社員についても正社員と同様、一定要件を満たした者については、年次有給休暇を取得する権利があります。弊社としては、派遣社員の健康配慮および充実した就業生活を送って貰えるよう、年次有給休暇の利用を促進しています。ご理解とご協力の程宜しくお願い致します。

派遣社員の均衡待遇の確保について

平成 27 年 9 月 30 日施行の改正労働者派遣法では、派遣先企業様に対し賃金・教育訓練・福利厚生に関する待遇について、自社の従業員と派遣社員との均衡を考慮するための配慮義務が課せられるようになりました。詳しくは、弊社営業担当者までお問合せ下さい。

妊産婦の母性健康管理や産前産後休業等について

妊産婦の派遣社員に対して、保健指導や健康診査を受けるための時間確保、医師等の指導事項に応じた勤務時間の変更や勤務時間の軽減、作業の制限等ご相談させて頂く場合がございます。母性保護健康管理、産前産後・育児・介護休業、看護休暇等の取得についてご理解とご協力の程宜しくお願い致します。

派遣社員が利用できる設備・施設について

ロッカーや休憩室等、円滑に就業ができるよう必要と考えられる設備や施設を、弊社派遣社員も同様に使用させて頂けますよう、ご配慮をお願い致します。

職場の安全衛生について

雇入時安全衛生教育は、派遣元である弊社が実施しますが、継続的な職場の安全衛生を遵守するという観点より、機械等の操作、安全装置、有害物抑制装置や保護具の使用手法、作業手順等に関する教育訓練については、貴社に実施のご協力を賜る場合もございますので、宜しくお願い致します。

派遣社員の受け入れにあたって

株式会社フェイス

非常時の対応について

震災等非常事態発生時は、弊社派遣社員についても避難誘導や安全場所の確保等、貴社従業員様と同様の安全確保をお願い致します。また、貴社が従業員様に対し、ヘルメット等の安全保護具の貸与、非常食・飲料水の支給、待機場所の提供等をする場合、弊社派遣社員も同様の享受が出来ますようご配慮をお願い致します。

非常時における避難方法につきましては、弊社派遣社員にも共有をお願い致します。また、安全衛生面について派遣元である弊社にも共有が望ましいと判断されるものにつきましては、併せて弊社にも共有をお願い致します。必要に応じて弊社から派遣社員に実施する安全衛生教育にも反映させて頂きます。

派遣社員の教育訓練について

弊社では、派遣社員の教育訓練を実施しております。派遣先企業様の教育研修等も弊社派遣社員が受けられるよう、派遣先企業様と連携またはご協力を賜ることもありますので、宜しく願い致します。

当社に対するご意見・ご相談について

弊社に対するご意見・ご相談がございましたら、営業担当者、弊社ホームページの問い合わせフォームからのお問い合わせ、または下記連絡先までご連絡ください。

メールアドレス : support@faith-cc.co.jp

相談窓口電話番号 : 090-1431-3919

株式会社フェイス

—本社—

千葉県船橋市本町1-18-10 ヨロズヤビル4F

TEL : 047-420-3230 FAX : 047-420-3231

URL : <http://www.faith-cc.co.jp>

人材派遣業許可（派）12-300252

有料職業紹介許可 12-ユ-300166